

令和6年11月19日  
群馬労働局

## 委託事業受託者による個人情報の漏えい事案の発生について

群馬労働局（局長 上野康博）は、「令和6年度医療労務管理支援事業」（以下「委託事業」という。）の受託者である株式会社タスクールP l u s（以下「受託者」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 事案の概要

令和6年8月1日、群馬県が設置する群馬県医療勤務環境改善支援センター（以下「群馬センター」という。）内において、群馬労働局雇用環境・均等室の委託事業に従事する受託者社員（以下「担当者」という。）が、委託事業においてアドバイザー業務を行う常駐型専門家（以下「専門家」という。）1名に委託事業に係る連絡を行う際、本件委託事業とは無関係である第三者（以下「第三者」という。）に委託事業に係る資料が格納された格納先に遷移するためのURL（以下「URL」という。）が添付されたメールを相談管理システム（相談状況や専門家の出勤日数等を管理する）にて誤って送信したものの。

メールに添付したURLは、閲覧権限がある者のみ閲覧可能であるが、事前に閲覧権限を登録する際、受託者の担当者が第三者のメールアドレスを登録していたもの。

これにより、委託事業に係る資料に記載されていた専門家の氏名、振込口座、住所及び携帯電話番号並びに相談者の所属名、職名、氏名、連絡先及び相談内容が当該第三者に閲覧可能な状態となり、個人情報漏洩の怖れがあったもの。

なお、令和6年8月2日に誤送信が発覚した後、即座に第三者がURLにログインできないよう設定を行ったため、第三者による閲覧記録はなく、被害等は確認されていない。

#### 2 事実経過

- (1) 令和6年6月27日、受託者の担当者が、閲覧権限を付与するために必要な専門家1名のメールアドレスを登録すべきところ、誤って第三者のメールアドレスを登録した。
- (2) 令和6年8月1日、群馬センターで、専門家1名に諸謝金内容等確認をする際、担当者が誤登録したメールアドレスあてにURLを添付したメールを送信した。
- (3) 令和6年8月2日、群馬センターは、第三者から誤送信を指摘するメールを受信し

た。そのメールを受け、群馬センターは、当該第三者が URL にログインできないよう設定を行った。

- (4) 令和6年8月2日、受託者の担当者から第三者に対し、メール誤送信を謝罪及びメールの削除依頼を行うとともに、専門家に対し、当該事案を説明するとともに、電話にて第三者は URL にログインしていないことを確認した旨を説明の上、謝罪し了解を得た。誤送信からメールの削除までの間のログイン履歴を確認したが第三者のログインはなかった。
- (5) 令和6年8月9日、受託者の担当者から相談者に対し、当該事案を説明の上、謝罪し了解を得た。同日、群馬センターから電話にて第三者は URL にログインしていないことを確認した旨を説明の上、謝罪し了解を得た。同月15日、群馬センターから相談者に対し、改めて訪問の上、謝罪し了解を得た。

### 3 発生原因

受託者の担当者が、専門家のメールアドレスを登録時にダブルチェックを行うべきルールを遵守すべきところ、これを行わなかった。さらに、メール送信時にもダブルチェックを行うべきルールを遵守すべきところ、これを行わなかったことによる。

### 4 再発防止策

#### 【受託者における取組】

令和6年9月26日、受託者は所属全社員に対し、事案の説明を行うとともに、メールアドレスは手入力を行わずにコピーして貼り付けにて登録の上、ダブルチェックを行い、チェック後はチェックシートに入力すること及び送信時の個人情報の取扱について再度徹底するよう指示した。また、令和6年10月4日、受託者は、委託事業に従事する全社員に対し、個人情報セキュリティ研修を実施した。

#### 【群馬労働局における取組】

令和6年8月23日、雇用環境・均等室より、本件について受託者に個人情報セキュリティ研修などの個人情報保護に関する実施体制等に基づく対策をはじめとした個人情報漏洩防止措置を徹底するよう指導した。